

## 国保国吉病院組合告示第4号

### 建設工事・測量・コンサルタント一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、国保国吉病院組合の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事中材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）に関する契約に係る令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

令和6年8月7日

国保国吉病院組合管理者 太田 洋

#### 第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、国保国吉病院組合入札参加資格者名簿に登載された者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (4) 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (5) 建築設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条又は第3条の2の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く。）にあっては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (6) その他法令等による許可等が必要な業務にあっては、当該許可等を有していない者
- (7) 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者
- (8) 法人税（個人にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (9) 千葉県内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者
- (10) 千葉県内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者
- (11) いすみ市、大多喜町、御宿町（以下「構成市町」という。）に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、構成市町（個人にあっては構成市町市町税及び県税）を完納していない者

#### 第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。ただし、建設工事の経営に関する客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）の基準日は、資格者名簿の登載日の前月の初日とする。

### 第3 入札参加資格審査申請書及び添付書類

資格審査を受けようとする者は、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとに、入札参加資格審査申請書（第1号様式）にそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して国保国吉病院組合管理者（以下「組合管理者」という。）に申請しなければならない。

申請する際は、**A4-S2穴ファイル（色等の指定は無い）**へ表記順に綴じ、背表紙へ商号又は名称を記載の上、提出すること。

提出書類	備考	建設	測量	資材
入札参加資格審査申請書（第1号様式）		○	○	○
国保国吉病院組合入札参加業者受付票 2部	（ファイルに綴らない）	○	○	○
営業所一覧表（第2号様式）	（本社のみの場合は不要）（独自様式可）	○	○	○
工事経歴・測量等実績・資材等経歴書（第7号様式）	（独自様式可）直近2か年間程度	○	○	○
主要取引金融機関名（第4号様式）		○	○	○
経営規模等総括表（第6号様式）			○	
経営事項審査結果通知書（写）	申請日現在において、審査基準日から1年7か月経過していないもの	○		
納税証明書（写） （法人税並びに消費税等）	【法人】税務署発行納税証明書（その3の3） 【個人】税務署発行納税証明書（その3の2） 申請日から3か月以内のもの	○	○	○
千葉県税の完納証明書（写） 千葉県内に本店又は営業所等を有する者	千葉県発行完納証明書（第40号様式その2） 申請日から3か月以内のもの	○	○	○
市町村税の納税証明書（写） 構成市町に本店又は営業所等を有する者	市町発行納税証明書 直近2か年分	○	○	○
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写）	個人事業の場合は住民票 申請日から3か月以内のもの	○	○	○
財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	審査基準日直前の確定申告を終えた決算1か年の営業年度のもの		○	○
印鑑証明書（写、原寸大）	印影が鮮明であること	○	○	○
建設業労働災害防止協会加入証明書（写）	加入している者のみ	○		
建設業の許可通知書及び各登録証明書（写）	入札参加を希望する工事等に必要な登録を確認できるもの全てを提出	○	○	○
委任状（第9号様式）（ <b>原本2部提出</b> ）	契約締結権等を営業所等に委任する場合は必ず提出（ <b>1部はファイルに綴らない。</b> ）	○	○	○
誓約書（第10号様式）		○	○	○
技術職員名簿又は技術者経歴（第8号様式）	（独自様式可）	○	○	
ISO登録（写）	登録している者のみ	○	○	○
使用印鑑届（第12号様式）	使用印が実印と違う場合のみ提出	○	○	○
入札参加業者受付票及び委任状の返信用封筒	※返信先を記入し、郵便切手を貼付 （持参の場合は不要）	○	○	○

- (1) 日本国内に営業所を置かない者が申請する場合は、納税証明書の写し、法人登記事項証明書の写し又は身分証明書の写し、後見登記事項証明書の写し及び印鑑証明書の写しの添

付を省略することができる。

- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）により登録された者が当該規程による現況報告書の写しを添付して申請する場合は、測量等実績調書及び技術者経歴書を省略することができる。
- (3) 登録証明書の写しは、測量法及び建築士法に基づき登録を受けている者並びに建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程により登録を受けている者が提出するものとする。ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもってこれに代えることができる。
- (4) 経営事項審査結果通知書の写しは、審査基準日の直前に受けた申請に係る経営事項審査結果通知書の写しとする。ただし、直前に受けた経営事項審査の結果通知書が通知されていない場合は、経営事項審査申請書（申請書の別紙1、別紙2、別紙2の2及び別紙3を含む。）の申請者控えで審査機関の受付印のあるものの写し及び経営状況分析終了通知書の写しをもってこれに代えることができる。
- (5) 納税証明書の写しは、すべての千葉県税に係る納税証明書（千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号）別記第40様式その2によるものに限る。）並びに所得税又は法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3の2）又は（その3の3）に限る。）とする。なお、構成市町内に本店又は営業所を有する者については上記に加えすべての市町税に係る納税証明書（直近2か年分）とする。
- (7) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しは、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあっては住民票とする。
- (8) 財務諸表は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算1か年の営業年度のものとする。
- (9) 印鑑証明書は、法人にあっては代表者のものとする。
- (10) 建設業労働災害防止協会加入証明書の写しは、当該組合等に加入している者のみ提出するものとする。
- (11) 委任状又は、代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合のみ提出するものとする。
- (12) 使用印鑑届は、登録していない印鑑（法人にあっては、登記していない印鑑）を組合との契約等において専ら使用することを希望する者のみ提出するものとする。
- (13) 各証明書又は証明書の写しは、申請日以前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。
- (14) 技術職員名簿は経営事項審査を受けた際に提出したものの写しでも可とする。

#### 第4 資格審査の申請の時期

資格審査の申請は次のとおりとする。

郵送の場合：令和6年10月1日から10月18日までの間とする。

持参の場合：令和6年10月15日から10月18日（9時から11時30分、13時30分から16時）までの間とする。

ただし、組合管理者が特別に認めた場合は、この限りではない。

#### 第5 入札参加資格審査申請書等の作成に使用する言語等

入札参加資格審査申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

## 第6 資格審査

資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。なお、不適格と認められた場合は、期間終了後30日以内に通知するものとし、通知がないものについては、資格者名簿に登載するものとする。

- 一 金銭的信用
- 二 契約履行に関する誠実性

## 第7 資格の有効期間

第6に定める資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

## 第8 変更等の届出

入札参加資格者は、入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第17号様式）のその事実を証する書類を添付して提出しなければならない。

変更事項	添付書類
一 許可番号（一般・特定の許可区分の変更を含む。）	許可証明書又は許可通知書の写し
二 登録の状況	登録証明書
三 商号又は名称	登記簿謄本又は身分証明書及び登記事項証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にとっては、委任状（2部）及び誓約書
四 主たる営業所の所在地	登記事項であればその謄本並びに資格審査申請の際の委任状及び誓約書を提出している者にとっては、委任状（2部）及び誓約書
五 指名通知等を受ける事務所の名称又は所在地	登記事項であればその謄本
六 法人にあっては、代表者	登記簿謄本並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にとっては、委任状（2部）及び誓約書
七 登録している印鑑（法人にあっては、登記している印鑑）	印鑑証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にとっては、委任状（2部）及び誓約書
八 指名通知等を受ける事務所の電話番号	

九 代理人に係る事項	委任状（2部）
十 使用印鑑	使用印鑑届
十一 技術職員	主任（監理）技術者名簿 及び資格を証明する書類

#### 備考

- (1) 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち登記簿謄本又は身分証明書及び登記事項証明書並びに印鑑証明書を省略することができる。
- (2) 入札参加資格審査申請書記載事項変更届の提出は、郵送により行うことができる。ただし、返信が必要な場合は返信されるべきあて先を記入し、返信に必要な切手をはり付けた返信用封筒を同封すること。

#### 第9 入札参加資格の承継

入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書（第19号様式）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- 二 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

#### 第10 入札参加資格の取消し

- (1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。
  - 一 第1の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。
  - 二 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
  - 三 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
  - 四 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 第8の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、組合管理者は、その者の資格を取り消すことができるものとする。
- (3) (1)及び(2)の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、組合管理者は、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知する。
- (4) 資格に係る営業を廃止するなどした場合で、入札参加資格の取消を希望する場合は、入札参加資格取消申請書（第18号様式）を提出する。

#### 第11 入札参加資格の停止

- (1) 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、その者の資格を停止するものとする。
  - 一 不渡手形又は不渡小切手を出した場合  
当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
  - 二 会社更生法（法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合  
同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
  - 三 民事再生法（法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合  
同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- (2) (1)の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、組合管理者は、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

## 第12 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものを組合の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

問い合わせ先 国保国吉病院組合(いすみ医療センター)総務課 TEL0470-86-2311